

第3回
千葉市特別職報酬等審議会
会議次第

日時 平成24年8月7日(火)
午後2時00分
場所 千葉市議会棟3階 第2委員会室

1 開 会

2 審 議

- (1) 第1回議事録について
- (2) 行政委員会事務局ヒアリング
 - ア 教育委員会事務局
 - イ 監査委員事務局
- (3) 質疑・意見交換

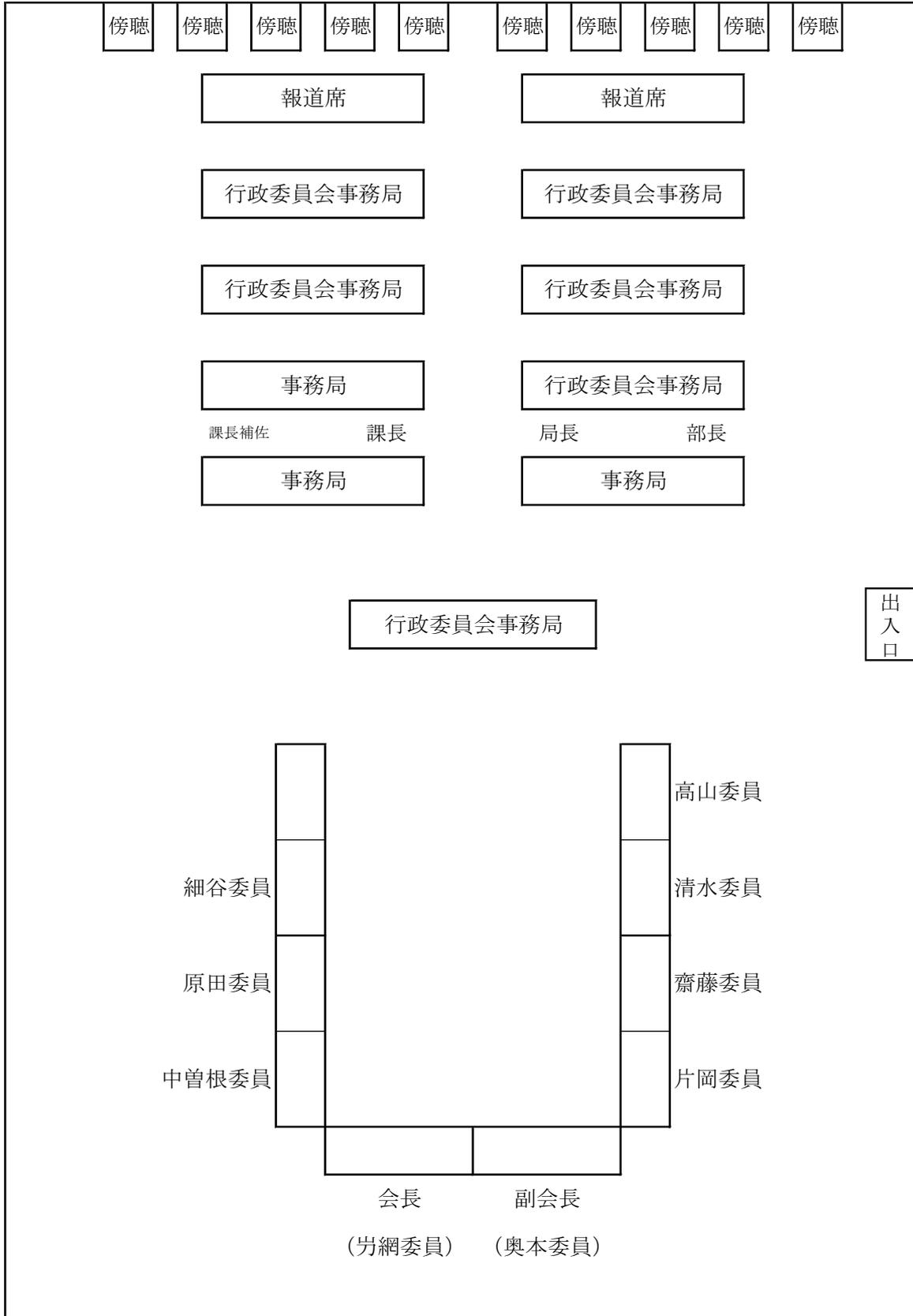
3 閉 会

千葉市特別職報酬等審議会委員名簿

役 職 名	氏 名
千葉大学大学院 教授	奥本 佳伸
日本公認会計士協会 千葉県会 公認会計士	片岡 知彦
連合千葉中央地域協議会 事務局長	齋藤 政洋
千葉県中小企業団体中央会 会長	坂戸 誠一
千葉県弁護士会 弁護士	清水 佐和
株式会社 千葉日報社 常務取締役	高山 恒徳
國學院大學法科大学院 教授	中曾根 玲子
千葉商工会議所 副会頭	岩網 敏雄
千葉市町内自治会連絡協議会 副会長	原田 雅男
千葉市女性団体連絡会 副会長	細谷 久美子

※ 五十音順で記載

第3回 特別職報酬等審議会 席次表



政令指定都市(20市)の農業委員数

(平成24年7月現在)

都市名	委員数		
	公選委員	選任委員	計(人)
千葉市	27	7	34
札幌市	15	7	22
仙台市	30	7	37
さいたま市	30	9	39
川崎市	20	5	25
横浜市(中央)	30	7	37
(南西部)	20	6	26
横浜市(計)	50	13	63
相模原市	30	6	36
新潟市(北区)	18	8	26
(中央)	21	6	27
(秋葉区)	16	6	22
(南区)	22	7	29
(西区)	14	7	21
(西浦区)	30	5	35
新潟市(計)	121	39	160
静岡市	40	9	49
浜松市	40	10	50
名古屋市	30	8	38
京都市	30	9	39
大阪市	11	8	19
堺市	28	7	35
神戸市	40	6	46
岡山市(第1)	34	6	40
(第2)	19	7	26
岡山市(計)	53	13	66
広島市	30	8	38
北九州市(東部)	30	7	37
(西部)	20	6	26
北九州市(計)	50	13	63
福岡市	30	8	38
熊本市	40	9	49

【備考】

＜委員定数の基準＞

1 公選委員

農業委員会等に関する法律第7条により、政令で定める基準に基き、40人を超えない範囲で条例で規定

[政令の基準]

- (1) 農地面積が1,300ha以下又は基準農業者数が1,100人以下の場合は、20人以下
- (2) 農地面積が5,000haを超え、かつ基準農業者数が6,000人を超える場合は、40人以下
- (3) それ以外の場合は、30人以下

※本市の公選委員 ⇒ 本市の農地面積は2,156haで政令の基準で30人以下に該当し、条例で第1選挙区18人、第2選挙区9人の計27人と規定

2 選任委員

- (1) 農業協同組合、農業共済組合、土地改良区がそれぞれ推薦した理事又は組合員各1人
- (2) 当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者4人以内

農業委員の日常的活動について(平成23年度)

1 活動実績

区 分	内 容	件数
1 農地に関するこ と	農地流動化（売買・貸借）、遊休農地、 農地転用、不法投棄、相続・贈与等	192
2 農業の担い手に 関すること	農業後継者、新規就農者、認定農業者、 農業生産法人、農業者年金、農業の経営 移譲等	34
3 農政に係る啓 発・情報提供に関す ること	農政全般（事業、制度等）、農業委員会 業務全般、鳥獣被害、地域行事（農業委 員として出席）、地産地消、全国農業新 聞の購読普及等	558
4 その他	担当地域の農地の現況確認、農家の実情 把握等	—
合 計		784

(備考)

- (1)本表は、23年度の農業委員（34名）の活動実績を活動記録簿から集計したものである。
- (2)農業委員は、日常の活動実績等について、各自が所有する活動記録簿に記録し、年度終了後に集計表を事務局に提出している。

2 概 要

・農業委員の活動実績は、上表のとおり、合計784件で、1人当りでは、年24件・月2件となり、1件につき概ね5回程度の活動を要していることから、年に約120回・月に約10回の活動となっている。

第3回

千葉市特別職報酬等審議会

資料

平成24年8月7日

千葉市

目 次

	ページ
1 教育委員会	1
(1) 概要	1
(2) 教育委員会委員長について	2
ア 委員長の職責等	2
イ 活動状況①	3
ウ 活動状況② エ 日額報酬化について オ 政令市の報酬額	4
(3) 教育委員会委員について	5
ア 委員の職責等	5
イ 活動状況①	6
ウ 活動状況② エ 日額報酬化について オ 政令市の報酬額	7
参考資料 1～5	8～12
2 監査委員	13
(1) 概要	13
(2) 監査委員（識見非常勤委員）について	14
ア 識見非常勤委員の職責等 イ 活動状況①	14
ウ 活動状況② エ 日額報酬化について オ 政令市の報酬額	15
(3) 監査委員（議員選出委員）について	16
ア 議員選出委員の職責等 イ 活動状況①	16
ウ 活動状況② エ 日額報酬化について オ 政令市の報酬額	17
参考資料 1～5	18～22
監査委員の主な業務内容	23
3 政令指定都市における日額報酬制等導入の考え方	24
4 平成23年度活動状況の比較	26
5 行政委員の職責等一覧表	28
(再掲) 政令指定都市の行政委員の報酬額一覧表	30

1 教育委員会

(1) 概要

概要	教育に関する事務を管理・執行するため、市長から独立し、中立的・専門的な行政運営を確保する合議制の執行機関である。			
設置 (根拠法令)	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）第2条			
委員構成	6人(うち1人は教育長)		合議制	
委員名簿 (H24.6.1現在)	職名	氏名	職業・経歴	報酬額
	委員長	内山 英夫	千葉市陸上競技協会会長	201,000
	委員	梅谷 忠勇	明星大学教授	169,000
	委員	和田 麻理	千葉市青少年相談員連絡協議会会長	169,000
	委員	篠原 ともえ	元 日本PTA全国協議会広報委員	169,000
	委員	中野 義澄	医療法人社団豊心会理事長	169,000
任期	4年			
委員選任方法	市長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するもののうちから、議会の同意を得て市長が任命する（地教行法第4条）。			
所掌事務	<p>教育委員会会議（毎月1回開催される定例会、必要に応じて開催される臨時会）をはじめ、教育に関する関係行事、会議、研修会のほか、教育現場や施設の視察等を行っている。 なお、法に定められた所掌事務は以下のとおりである。</p> <p>当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する（地教行法第23条）。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 教育委員会の所管に属する地教行法第30条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること。 2 学校その他の教育機関の用に供する財産の管理に関すること。 3 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。 4 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。 5 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。 6 教科書その他の教材の取扱いに関すること。 7 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。 8 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。 9 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。 10 学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。 11 学校給食に関すること。 12 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。 13 スポーツに関すること。 14 文化財の保護に関すること。 15 ユネスコ活動に関すること。 16 教育に関する法人に関すること。 17 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。 18 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。 19 上に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。 			

(2) 教育委員会委員長について

ア 委員長の職責等

<p>委員長の職務権限の性質・内容及びこれに伴う職責の程度</p>	<p>教育委員会は、地教行法第2条に基づき設置される執行機関であり、その職務権限は、学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、学習指導、教科書その他の教材の取り扱いに関する事務、社会教育その他教育、学術、文化に関する事務の管理など、広く教育全般に及んでいる。</p> <p>教育委員の職務は、このように教育全般に及ぶさまざまな案件について、教育委員会会議において審議し、議決し、または報告を受け、質疑等を行っている。</p> <p>また、定例会や臨時会の出席以外にも、会議の開催前に議案内容の検討等の事前準備や、職務に関する研修会への参加や現地視察等を行うなど、日常から職務に関連する情報収集、調査、研修、研究等に取り組んでいる。</p> <p>中でも、昨年度行った中学校の教科書採択の際には、数ヶ月前から教科書展示会に出向いたり、自宅で対象の9教科131冊の全教科書を読み込むために膨大な時間や労力を費やしている。</p> <p>さらに、採択当日の教育委員会会議の際は、外部からの陳情等を受け止め、また、様々な立場の大勢の傍聴者が見守る中で教育委員としての結論を出さなければならないという相当の重圧を受ける職務となる。</p> <p>教育委員は、市長から独立して権限を行使し、責任を負う執行機関の委員として、自らの判断と責任において執行機関の意思を決定しており、その職務及び責任は、年間を通じ、常時継続する性質のものであり、重大である。</p> <p>なお、教育委員長は、地教行法第12条第3項の規定により、教育委員会の会議を主宰し教育委員会を代表することとされており、同法第13条に規定する教育委員会会議の招集、会議の採決における可否同数の際の最終決定権をはじめ、千葉市教育委員会会議規則及び千葉市教育委員会傍聴人規則に規定する教育委員会会議の運営に関するさまざまな職務権限を有している。</p> <p>このほか、市議会の初日における本会議への出席や、各種行事等への教育委員会を代表しての参加など、教育委員としての職責に加え、委員長独自の職責を担っている。</p>
<p>委員長として必要となる資質や経験等</p>	<p>教育委員は、市長の被選挙権を有し、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するものうちから、議会の同意を得て市長が任命することとされており（地教行法第4条第1項）、また、教育委員の任命にあたっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りがないように配慮するとともに、保護者である者が含まれるようにしなければならないとされている（同条第4項）。</p> <p>教育委員の任命は、公正な立場にたち、教育について大局的な判断をなしうる広い識見の人材を選任すること、また、地域住民や保護者等の意向等を的確に把握し、地域の状況に応じた主体的かつ積極的な教育行政を展開するため、委員構成を多様なものとするのが求められている。</p> <p>本市では、元市立学校長・大学教授等の教育現場経験者、児童・青少年・女性・保護者団体役員等の経験者、スポーツ団体役員等のスポーツ関係者、医師等の保健関係者など、現に地域の教育活動に携わり、自らが関連・寄与する各分野に精通した者を委員として任命している。</p>
<p>任期中の制約事項や課される義務</p>	<p>委員は、当該市町村に対しその職務に関し請負をし、又は請負関係を有する者（法人の役員を含む）たることができない（地方自治法第180条第5第6項）。</p> <p>また、教育行政の中立性と公平性を確保し、その職務を十分に執行させることができるように、特定の職（市議会議員、市長、執行機関の委員会の委員又は委員、市職員等）との兼職が禁止されている（地教行法第6条）ほか、職務上知り得た事項に対する守秘義務や、政党その他の政治団体の役員になることや、積極的な政治活動の禁止等の制約が課せられている（同法第11条）。</p>

イ 活動状況①

		平成23年度	平成22年度	平成21年度	H21～H23平均
委員会開催	開催回数	20回	29回	23回	24回
	月平均	1.7回	2.4回	1.9回	2.0回
	年間所要時間	23:10	29:00	22:10	24:47
	月平均	1:56	2:25	1:51	2:04
会議、 視察等	開催回数	13回	9回	14回	12回
	月平均	1.1回	0.8回	1.2回	1.0回
	年間所要時間	28:15	20:40	34:10	27:42
	月平均	2:21	1:43	2:51	2:19
上記以外の活動の公式	開催回数	10回	12回	8回	10回
	月平均	0.8回	1.0回	0.7回	0.8回
	年間所要時間	12:10	25:00	15:30	17:33
	月平均	1:01	2:05	1:18	1:28
計	開催回数	43回	50回	45回	46回
	月平均	3.6回	4.2回	3.8回	3.8回
	年間所要時間	63:35	74:40	71:50	70:02
	月平均	5:18	6:13	5:59	5:50

23年度の出席回数	
年間出席回数	43回
月平均	3.6回
年間出席時間	63:35
月平均	5:18
出席率	100.0%

ウ 活動状況②

<p>その他の活動の内容</p> <p>(会議の事前準備、事務局との打ち合わせ、調査、自主的活動等)</p>	<p>教育委員会会議（定例会・臨時会）及び各種式典等への出席のほか、会議開催前における議案内容の検討等の事前準備、職務に関する研修会等への参加や教育現場・教育施設の視察など多岐にわたった活動を行っている。具体的な活動内容は以下のとおり。</p> <p>①教育委員会会議 会議に先立ち、会議当日とは別に、事前にレクチャーを受け議案を十分に理解し研究を深めたうえで、会議当日に臨んでいる。</p> <p>②教科書採択（特に中学校教科書） 中学校教科書採択の際は、教科書展示会に出向くほか、自宅においても採択対象の全ての教科書を読みこむ作業を行っている。</p> <p>③その他 ・教育に関する情報収集 ・自主的に行う視察・チェックなど</p>
--	---

エ 日額報酬化について

<p>日額報酬化に係る見解 (人材を確保するための報酬の在り方について)</p>	<p>教育委員は、市長から独立した執行機関の委員として、自らの判断と責任において意思を決定し、任期中を通じて一定の活動制限や服務上の義務が課せられており、その職務と責任は常時継続するものである。</p> <p>また、教育委員の活動は、会議に先立ち、事前のレクチャーで十分理解を深めたうえで会議当日に臨んでいるほか、各種教育関連行事への出席や職務に関する研修会への参加、学校ほか教育施設への視察など多岐にわたって活動している。さらに、教科書採択の際は、教科書展示会に出向くほか、採択対象の全ての教科書を読み込んでいる。</p> <p>その上、採択当日の教育委員会会議では、大勢の様々な立場の傍聴者が見守る中で、各自教育委員として結論を出さなければならないといった重圧を受ける立場でもある。</p> <p>このようなことから、教育委員に対する報酬は、その職務内容や責任に対する対価として、単に具体的に発生した勤務日数だけでは、提供した役務の質を的確に評価できないものであり、かつ、適性を備えた人材確保の観点からも、月額報酬であるべきものと認識している。</p>
--	--

オ 政令市の報酬額

千葉市	札幌市	仙台市	さいたま市	川崎市	横浜市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市
201,000円	301,000円	243,000円	240,000円	336,000円	384,000円	日額32,000円	月額48,000円 日額30,000円	170,000円	日額27,000円
名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市
日額29,500円	355,000円	日額42,100円	日額32,000円	360,000円	140,700円	300,000円	336,000円	350,000円	144,000円

※網掛け以外は月額制

※新潟市は月額・日額併用

(3) 教育委員会委員について

ア 委員の職責等

<p>委員の職務権限の性質・内容及びこれに伴う職責の程度</p>	<p>教育委員会は、地教行法第2条に基づき設置される執行機関であり、その職務権限は、学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、学習指導、教科書その他の教材の取り扱いに関する事務、社会教育その他教育、学術、文化に関する事務の管理など、広く教育全般に及んでいる。</p> <p>教育委員の職務は、このように教育全般に及ぶさまざまな案件について、教育委員会会議において審議し、議決し、または報告を受け、質疑等を行っている。</p> <p>また、定例会や臨時会の出席以外にも、会議の開催前に議案内容の検討等の事前準備や、職務に関する研修会への参加や現地視察等を行うなど、日常から職務に関連する情報収集、調査、研修、研究等に取り組んでいる。</p> <p>中でも、昨年度行った中学校の教科書採択の際には、数ヶ月前から教科書展示会に出向いたり、自宅で対象の9教科131冊の全教科書を読み込むために膨大な時間や労力を費やしている。</p> <p>さらに、採択当日の教育委員会会議の際は、外部からの陳情等を受け止め、また、様々な立場の大勢の傍聴者が見守る中で教育委員としての結論を出さなければならないという相当の重圧を受ける職務となる。</p> <p>教育委員は、市長から独立して権限を行使し、責任を負う執行機関の委員として、自らの判断と責任において執行機関の意思を決定しており、その職務及び責任は、年間を通じ、常時継続する性質のものであり、重大である。</p>
<p>委員として必要となる資質や経験等</p>	<p>教育委員は、市長の被選挙権を有し、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するものうちから、議会の同意を得て市長が任命することとされており（地教行法第4条第1項）、また、教育委員の任命にあたっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが無いように配慮するとともに、保護者である者が含まれるようにしなければならないとされている（同条第4項）。</p> <p>教育委員の任命は、公正な立場にたち、教育について大局的な判断をなしうる広い識見の人材を選任すること、また、地域住民や保護者等の意向等を的確に把握し、地域の状況に応じた主体的かつ積極的な教育行政を展開するため、委員構成を多様なものとするのが求められている。</p> <p>本市では、元市立学校長・大学教授等の教育現場経験者、児童・青少年・女性・保護者団体役員等の経験者、スポーツ団体役員等のスポーツ関係者、医師等の保健関係者など、現に地域の教育活動に携わり、自らが関連・寄与する各分野に精通した者を委員として任命している。</p>
<p>任期中の制約事項や課される義務</p>	<p>委員は、当該市町村に対しその職務に関し請負をし、又は請負関係を有する者（法人の役員を含む）たることができない（地方自治法第180条5第6項）。</p> <p>また、教育行政の中立性と公平性を確保し、その職務を十分に執行させることができるように、特定の職（市議会議員、市長、執行機関の委員会の委員又は委員、市職員等）との兼職が禁止されている（地教行法第6条）ほか、職務上知り得た事項に対する守秘義務や、政党その他の政治団体の役員になることや、積極的な政治活動の禁止等の制約が課せられている（同法第11条）。</p>

イ 活動状況①

		平成23年度	平成22年度	平成21年度	H21～H23平均
委員会開催	開催回数	20回	29回	23回	24回
	月平均	1.7回	2.4回	1.9回	2.0回
	年間所要時間	23:10	29:00	22:10	24:47
	月平均	1:56	2:25	1:51	2:04
会議、視察等	開催回数	14回	11回	13回	13回
	月平均	1.2回	0.9回	1.1回	1.1回
	年間所要時間	40:50	42:50	45:45	43:08
	月平均	3:24	3:34	3:49	3:36
上記以外の活動の公式	開催回数	8回	11回	9回	9回
	月平均	0.7回	0.9回	0.8回	0.8回
	年間所要時間	12:20	24:15	18:00	18:12
	月平均	1:02	2:01	1:30	1:31
計	開催回数	42回	51回	45回	46回
	月平均	3.5回	4.3回	3.8回	3.8回
	年間所要時間	76:20	96:05	85:55	86:07
	月平均	6:22	8:00	7:10	7:11

23年度の出席回数	
年間出席回数	41.5回
月平均	3.5回
年間出席時間	75:49
月平均	6:19
出席率	98.8%

ウ 活動状況②

<p>その他の活動の内容 (会議の事前準備、事務局との打ち合わせ、調査、自主的活動等)</p>	<p>教育委員会会議（定例会・臨時会）及び各種式典等への出席のほか、会議開催前における議案内容の検討等の事前準備、職務に関する研修会等への参加や教育現場・教育施設の視察など多岐にわたった活動を行っている。具体的な活動内容は以下のとおり。</p> <p>①教育委員会会議 会議に先立ち、会議当日とは別に、事前にレクチャーを受け議案を十分に理解し研究を深めたうえで、会議当日に臨んでいる。</p> <p>②教科書採択（特に中学校教科書） 中学校教科書採択の際は、教科書展示会に出向くほか、自宅においても採択対象の全ての教科書を読みこむ作業を行っている。</p> <p>③その他 ・教育に関する情報収集 ・自主的に行う視察・チェックなど</p>
---	---

エ 日額報酬化について

<p>日額報酬化に係る見解 (人材を確保するための報酬の在り方について)</p>	<p>教育委員は、市長から独立した執行機関の委員として、自らの判断と責任において意思を決定し、任期中を通じて一定の活動制限や服務上の義務が課せられており、その職務と責任は常時継続するものである。</p> <p>また、教育委員の活動は、会議に先立ち、事前のレクチャーで十分理解を深めたうえで会議当日に臨んでいるほか、各種教育関連行事への出席や職務に関する研修会への参加、学校ほか教育施設への視察など多岐にわたって活動している。さらに、教科書採択の際は、教科書展示会に出向くほか、採択対象の全ての教科書を読み込んでいる。</p> <p>その上、採択当日の教育委員会会議では、大勢の様々な立場の傍聴者が見守る中で、各自教育委員として結論を出さなければならないといった重圧を受ける立場でもある。</p> <p>このようなことから、教育委員に対する報酬は、その職務内容や責任に対する対価として、単に具体的に発生した勤務日数だけでは、提供した役務の質を的確に評価できないものであり、かつ、適性を備えた人材確保の観点からも、月額報酬であるべきものと認識している。</p>
--	--

オ 政令市の報酬額

千葉市	札幌市	仙台市	さいたま市	川崎市	横浜市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市
169,000円	251,000円	203,000円	200,000円	279,000円	355,000円	日額27,500円	月額41,000円 日額24,000円	140,000円	日額21,000円
名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市
日額27,000円	335,000円	日額35,100円	日額27,000円	320,000円	105,800円	255,000円	298,000円	300,000円	88,000円

※網掛け以外は月額制

※新潟市は月額・日額併用

参考資料 1

「(2) イ 活動状況①」の詳細

名称		教育委員会			
役職		委員長			
		平成23年度	平成22年度	平成21年度	H21～H23平均
委員会開催	開催回数	20回	29回	23回	24回
	月平均	1.7回	2.4回	1.9回	2.0回
	最多/最少	3回/1回	4回/2回	4回/1回	4回/1回
	年間所要時間	23:10	29:00	22:10	24:47
	月平均	1:56	2:25	1:51	2:04
	最長	6:45	4:00	1:50	4:12
	最短	0:05	0:10	0:10	0:08
会議、視察等	開催回数	13回	9回	14回	12回
	月平均	1.1回	0.8回	1.2回	1.0回
	最多/最少	3回/0回	3回/0回	3回/0回	3回/0回
	年間所要時間	28:15	20:40	34:10	27:42
	月平均	2:21	1:43	2:51	2:19
	最長	5:00	5:30	8:00	6:10
	最短	1:00	0:30	0:30	0:40
上記以外の公式の活動	開催回数	10回	12回	8回	10回
	月平均	0.8回	1.0回	0.7回	0.8回
	最多/最少	3回/0回	3回/0回	3回/0回	3回/0回
	年間所要時間	12:10	25:00	15:30	17:33
	月平均	1:01	2:05	1:18	1:28
	最長	2:00	4:00	3:00	3:00
	最短	0:30	0:30	1:00	0:40
計	開催回数	43回	50回	45回	46回
	月平均	3.6回	4.2回	3.8回	3.8回
	最多/最少	5回/1回	6回/2回	7回/2回	6回/2回
	年間所要時間	63:35	74:40	71:50	70:02
	月平均	5:18	6:13	5:59	5:50
	最長	6:45	5:30	8:00	6:45
	最短	0:05	0:10	0:10	0:08

23年度の出席回数	
年間出席回数	43回
月平均	3.6回
年間出席時間	63:35
月平均	5:18
出席率	100.0%

参考資料 2

「(2) イ 活動状況①」の実際の業務内容(平成23年度)

名称		教育委員会		
役職		委員長		
月日	業務内容	場所	所要時間	
4月	5日	おゆみ野南中学校開校式	おゆみ野南中	0:30
	7日	市立小学校入学式	本町小学校	0:50
	20日	教育委員会会議 平成23年第4回定例会	教育委員会室	0:50
	21日	委員協議会	教育委員会室	0:10
5月	2日	市政懇談会	ホテルオークラ千葉	1:00
	16日	千葉市議会 平成23年第1回臨時会	千葉市議会	1:00
	18日	教育委員会会議 平成23年第5回定例会	教育委員会室	1:10
	25日	市内教育施設視察	おゆみ野南中・松ヶ丘中	3:30
6月	1日	教育委員会会議 平成23年第3回臨時会	教育委員会室	0:20
	9日	千葉市議会 平成23年第2回定例会	千葉市議会	1:00
	15日	教育委員会会議 平成23年第6回定例会	教育委員会室	0:45
	20日	第1回指定都市教育委員・教育長協議会	浜松市	5:00
	29日	教科書展示会視察	市民会館	2:00
7月	20日	教育委員会会議 平成23年第7回定例会	教育委員会室	1:15
	20日	委員協議会	教育委員会室	0:25
8月	1日	委員協議会	教育委員会室	2:30
	3日	教育委員会会議 平成23年第4回臨時会	教育委員会室	6:45
	17日	教育委員会会議 平成23年第8回定例会	教育委員会室	0:25
9月	6日	千葉市議会 平成23年第3回定例会	千葉市議会	1:00
	8日	教育委員会会議 平成23年第9回定例会	教育委員会室	1:10
	8日	教育委員会会議 平成23年第5回臨時会	教育委員会室	0:05
10月	19日	教育委員会会議 平成23年第10回定例会	教育委員会室	1:40
	19日	委員協議会	教育委員会室	0:10
11月	14日	平成23年度千葉市教育功労者表彰	ホテルオークラ千葉	0:55
	16日	教育委員会会議 平成23年第11回定例会	教育委員会室	1:10
	28日	千葉市議会 平成23年第4回定例会	千葉市議会	1:00
	29日	研究指定校による研究報告会視察	緑町中学校	3:00
12月	21日	教育委員会会議 平成23年第12回定例会	教育委員会室	0:55
1月	4日	平成24年年賀名刺交換会	ホテルミラマーレ	1:00
	9日	平成24年 千葉市成人を祝う会	ポートアリーナ	1:30
	13日	平成24年 新年教育懇談会	ホテルポートプラザ千葉	2:00
	18日	教育委員会会議 平成24年第1回定例会	教育委員会室	0:35
	27日	第2回指定都市教育委員・教育長協議会	港区南青山	3:15
2月	4日	授業参観視察	轟町小学校	1:00
	8日	教育委員会会議 平成24年第2回定例会	教育委員会室	1:15
	8日	市長と教育委員の意見交換会	教育委員会室	1:10
	9日	平成23年度第2回長柄ジョイントキャンプ視察	千葉市少年自然の家	2:00
	28日	千葉市議会 平成24年第1回定例会	千葉市議会	1:30
3月	8日	市立高等学校卒業式	市立千葉高校	1:30
	13日	市立中学校卒業式	轟町中学校	1:45
	14日	平成23年度千葉市教育センター研究報告会	千葉市教育センター	3:00
	15日	教育委員会会議 平成24年第1回臨時会	教育委員会室	0:20
	21日	教育委員会会議 平成24年第3回定例会	教育委員会室	1:15

参考資料3

「(3)イ 活動状況①」の詳細

名称		教育委員会			
役職		委員			
		平成23年度	平成22年度	平成21年度	H21～H23平均
委員会開催	開催回数	20回	29回	23回	24回
	月平均	1.7回	2.4回	1.9回	2.0回
	最多/最少	3回/1回	4回/2回	4回/1回	4回/1回
	年間所要時間	23:10	29:00	22:10	24:47
	月平均	1:56	2:25	1:51	2:04
	最長	6:45	4:00	1:50	4:12
	最短	0:05	0:10	0:10	0:08
会議、視察等	開催回数	14回	11回	13回	13回
	月平均	1.2回	0.9回	1.1回	1.1回
	最多/最少	2回/0回	4回/0回	3回/0回	3回/0回
	年間所要時間	40:50	42:50	45:45	43:08
	月平均	3:24	3:34	3:49	3:36
	最長	5:00	6:00	8:00	6:20
	最短	1:00	1:10	1:00	1:03
上記以外の公式の活動	開催回数	8回	11回	9回	9回
	月平均	0.7回	0.9回	0.8回	0.8回
	最多/最少	2回/0回	2回/0回	3回/0回	2回/0回
	年間所要時間	12:20	24:15	18:00	18:12
	月平均	1:02	2:01	1:30	1:31
	最長	2:20	4:00	3:00	3:07
	最短	0:40	1:30	1:00	1:03
計	開催回数	42回	51回	45回	46回
	月平均	3.5回	4.3回	3.8回	3.8回
	最多/最少	5回/1回	8回/2回	6回/1回	6回/1回
	年間所要時間	76:20	96:05	85:55	86:07
	月平均	6:22	8:00	7:10	7:11
	最長	6:45	6:00	8:00	6:55
	最短	0:05	0:10	0:10	0:08

23年度の出席回数	
年間出席回数	41.5回
月平均	3.5回
年間出席時間	75:49
月平均	6:19
出席率	98.8%

参考資料 4

「(3) イ 活動状況①」の実際の業務内容(平成23年度)

名称		教育委員会		
役職		委員		
月日	業務内容	場所	所要時間	
4月	7日	市立小学校入学式	市内各小学校	0:55
	20日	教育委員会会議 平成23年第4回定例会	教育委員会室	0:50
	21日	委員協議会	教育委員会室	0:10
5月	18日	教育委員会会議 平成23年第5回定例会	教育委員会室	1:10
	25日	市内教育施設視察	おゆみ野南中・松ヶ丘中	3:30
6月	1日	教育委員会会議 平成23年第3回臨時会	教育委員会室	0:20
	2日	婦葉会	ホテルポートプラザ千葉	2:00
	15日	教育委員会会議 平成23年第6回定例会	教育委員会室	0:45
	20日	第1回指定都市教育委員・教育長協議会	浜松市	5:00
	29日	教科書展示会視察	市民会館	2:00
7月	4日	千葉県市町村教育委員会連絡協議会定期総会	浦安市	2:20
	20日	教育委員会会議 平成23年第7回定例会	教育委員会室	1:15
	20日	委員協議会	教育委員会室	0:25
8月	1日	委員協議会	教育委員会室	2:30
	3日	教育委員会会議 平成23年第4回臨時会	教育委員会室	6:45
	17日	教育委員会会議 平成23年第8回定例会	教育委員会室	0:25
9月	5日	千葉県市町村教育委員会連絡協議会教育委員研修会	千葉県総合教育センター	4:00
	8日	教育委員会会議 平成23年第9回定例会	教育委員会室	1:10
	8日	教育委員会会議 平成23年第5回臨時会	教育委員会室	0:05
10月	19日	教育委員会会議 平成23年第10回定例会	教育委員会室	1:40
	19日	委員協議会	教育委員会室	0:10
	27日	平成23年度市町村教育委員会研究協議会(第1ブロック)	秋田市	4:00
	28日	平成23年度市町村教育委員会研究協議会(第1ブロック)	秋田市	2:00
11月	9日	都道府県・指定都市新任教育委員研究協議会	港区南青山	4:30
	14日	平成23年度千葉市教育功労者表彰	ホテルオークラ千葉	0:55
	16日	教育委員会会議 平成23年第11回定例会	教育委員会室	1:10
	29日	研究指定校による研究報告会視察	緑町中学校	3:00
12月	21日	教育委員会会議 平成23年第12回定例会	教育委員会室	0:55
1月	9日	平成24年 千葉市成人を祝う会	ポートアリーナ	1:30
	13日	平成24年 新年教育懇談会	ホテルポートプラザ千葉	2:00
	18日	教育委員会会議 平成24年第1回定例会	教育委員会室	0:35
	23日	千葉県市町村教育委員会連絡協議会第2回教育委員研修会	浦安市	2:30
	30日	第54回千葉市小・中・特別支援学校児童生徒作品総合展覧会	千葉市美術館	2:00
2月	4日	授業参観視察	轟町小学校	1:00
	8日	教育委員会会議 平成24年第2回定例会	教育委員会室	1:15
	8日	市長と教育委員の意見交換会	教育委員会室	1:10
	9日	平成23年度第2回長柄ジョイントキャンプ視察	千葉市少年自然の家	2:00
3月	8日	市立高等学校卒業式	市立稲毛高校	1:15
	13日	市立中学校卒業式	市内各中学校	2:20
	14日	平成23年度千葉市教育センター研究報告会	千葉市教育センター	3:00
	15日	教育委員会会議 平成24年第1回臨時会	教育委員会室	0:20
	21日	教育委員会会議 平成24年第3回定例会	教育委員会室	1:15

参考資料 5

平成23年度の出欠状況

月日	業務内容	場所	所要時間	委員長	A委員	B委員	C委員	D委員
4月	5日	おゆみ野南中学校開校式	おゆみ野南中	0:30	○	/	/	/
	7日	市立小学校入学式	本町小学校	0:55	○	/	○	○
	20日	教育委員会会議 平成23年第4回定例会	教育委員会室	0:50	○	○	○	○
	21日	委員協議会	教育委員会室	0:10	○	○	○	○
5月	2日	市政懇談会	ホテルオークラ千葉	1:00	○	/	/	/
	16日	千葉市議会 平成23年第1回臨時会	千葉市議会	1:00	○	/	/	/
	18日	教育委員会会議 平成23年第5回定例会	教育委員会室	1:10	○	○	○	○
	25日	市内教育施設視察	おゆみ野南中・松ヶ丘中	3:30	○	○	○	○
6月	1日	教育委員会会議 平成23年第3回臨時会	教育委員会室	0:20	○	○	○	○
	2日	婦葉会	ホテルポートプラザ千葉	2:00	/	/	○	○
	9日	千葉市議会 平成23年第2回定例会	千葉市議会	1:00	○	/	/	/
	15日	教育委員会会議 平成23年第6回定例会	教育委員会室	0:45	○	○	○	○
	20日	第1回指定都市教育委員・教育長協議会	浜松市	5:00	○	/	/	/
	29日	教科書展示会視察	市民会館	2:00	○	○	○	○
7月	4日	千葉県市町村教育委員会連絡協議会定期総会	浦安市	2:20	/	/	/	○
	20日	教育委員会会議 平成23年第7回定例会	教育委員会室	1:15	○	○	○	○
	20日	委員協議会	教育委員会室	0:25	○	○	○	○
8月	1日	委員協議会	教育委員会室	2:30	○	○	○	○
	3日	教育委員会会議 平成23年第4回臨時会	教育委員会室	6:45	○	○	○	○
	17日	教育委員会会議 平成23年第8回定例会	教育委員会室	0:25	○	○	○	○
9月	5日	千葉県市町村教育委員会連絡協議会教育委員研修会	千葉県総合教育センター	4:00	/	/	/	○
	6日	千葉市議会 平成23年第3回定例会	千葉市議会	1:00	○	/	/	/
	8日	教育委員会会議 平成23年第9回定例会	教育委員会室	1:10	○	○	○	○
	8日	教育委員会会議 平成23年第5回臨時会	教育委員会室	0:05	○	○	○	○
10月	19日	教育委員会会議 平成23年第10回定例会	教育委員会室	1:40	○	○	○	○
	19日	委員協議会	教育委員会室	0:10	○	○	○	○
	27日	平成23年度市町村教育委員会研究協議会(第1ブロック)	秋田市	4:00	/	/	/	○
	28日	平成23年度市町村教育委員会研究協議会(第1ブロック)	秋田市	2:00	/	/	/	○
11月	9日	都道府県・指定都市新任教育委員研究協議会	港区南青山	4:30	/	/	/	○
	14日	平成23年度千葉市教育功労者表彰	ホテルオークラ千葉	0:55	○	○	○	○
	16日	教育委員会会議 平成23年第11回定例会	教育委員会室	1:10	○	○	×	○
	28日	千葉市議会 平成23年第4回定例会	千葉市議会	1:00	○	/	/	/
	29日	研究指定校による研究報告会視察	緑町中学校	3:00	○	/	/	○
12月	21日	教育委員会会議 平成23年第12回定例会	教育委員会室	0:55	○	○	×	○
1月	4日	平成24年年賀名刺交換会	ホテルミラマール	1:00	○	/	/	/
	9日	平成24年 千葉市成人を祝う会	ポートアリーナ	1:30	○	○	○	○
	13日	平成24年 新年教育懇談会	ホテルポートプラザ千葉	2:00	○	○	/	○
	18日	教育委員会会議 平成24年第1回定例会	教育委員会室	0:35	○	○	○	○
	23日	千葉県市町村教育委員会連絡協議会第2回教育委員研修会	浦安市	2:30	/	/	/	○
	27日	第2回指定都市教育委員・教育長協議会	港区南青山	3:15	○	/	/	/
	30日	第54回千葉市小・中・特別支援学校児童生徒作品総合展覧会	千葉市美術館	2:00	/	/	/	○
2月	4日	授業参観視察	轟町小学校	1:00	○	○	/	○
	8日	教育委員会会議 平成24年第2回定例会	教育委員会室	1:15	○	○	○	○
	8日	市長と教育委員の意見交換会	教育委員会室	1:10	○	○	○	○
	9日	平成23年度第2回長柄ジョイントキャンプ視察	千葉市少年自然の家	2:00	○	/	/	○
	28日	千葉市議会 平成24年第1回定例会	千葉市議会	1:30	○	/	/	/
3月	8日	市立高等学校卒業式	市立千葉高校	1:30	○	/	/	○
	13日	市立中学校卒業式	轟町中学校	1:45	○	○	/	○
	14日	平成23年度千葉市教育センター研究報告会	千葉市教育センター	3:00	○	/	/	○
	15日	教育委員会会議 平成24年第1回臨時会	教育委員会室	0:20	○	○	○	○
	21日	教育委員会会議 平成24年第3回定例会	教育委員会室	1:15	○	○	○	○

2 監査委員

(1) 概要

概要	<p>監査委員は、法令により定められた権限に基づいて、市の財務に関する事務の執行及び市の経営に係る事業の管理又は市の事務の執行について監査等を実施し、その結果に関する報告を決定し、これを市議会及び市長等に提出し、公表などにより、民主的かつ効率的な行政の執行確保に資し、もって住民の福祉と地方自治の本旨の実現に寄与する。</p>			
設置 (根拠法令)	地方自治法第180条の5第1項及び第195条第1項			
委員構成	4人(うち1人は代表監査委員(常勤))		独任制	
委員名簿 (H24. 6. 11現在)	職名	氏名	職業・経歴	報酬額(円)
	<small>識見を有する者(非常勤)</small>	宮原 清貴	弁護士	258,000
	議員選出	茂手木 直忠	市議会議員	67,000
	議員選出	布施 貴良	市議会議員	67,000
任期	4年(議員選出の委員については議員の任期による)			
委員選任方法	<p>人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者及び議員のうちから、議会の同意を得て市長が選任する。</p>			
所掌事務	<p>【監査委員会議の付議事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 監査委員の職務の執行の基本方針に関すること。 2 監査計画に関すること。 3 監査(外部監査契約に基づく監査を含む。)結果等に関する報告、公表、意見及び勧告等の決定に関すること。 4 規程の制定及び改廃に関すること。 5 その他監査委員の職務の執行に関し、協議の必要がある事項に関すること。 <p>【監査等の種類】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 財務定期監査 市の財務に関する事務の執行等について、毎会計年度、期日を定めて監査する。(第1期8～11月、第2期12～3月) 2 決算審査・基金運用状況審査 市長より審査に付された決算やその他の証書類などについて計数が正確で予算執行などが適正に行われているかどうか審査を行う。 3 住民監査請求 市民が、市の職員等による違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実があると認めるときに、監査委員に監査を求め、監査委員は、その請求に基づき請求から60日以内に監査を行う。 4 随時監査、5 行政監査、6 財政援助団体等監査、7 公金の収納支払事務監査、8 直接請求監査、9 議会の請求監査、10 市長の要求監査、11 賠償責任監査、12 共同設置機関監査、13 現金出納検査、14 健全化判断比率等審査 			

(2) 監査委員（識見非常勤委員）について

ア 識見非常勤委員の職責等

識見非常勤委員の職務権限の性質・内容及びこれに伴う職責の程度	監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査するという専門的かつ広範な独自の執行権限を持ち、その担任する事務の管理及び執行に当たって自ら決定を行い、これを表示し得る執行機関であり、その業務に即した公正不偏、専門性等の要請から普通地方公共団体の長から独立して、自らの判断において誠実に管理し執行することが求められるなど、重要な職責を担っている。
識見非常勤委員として必要となる資質や経験等	人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有すること。（地方自治法第196条第1項） また、識見委員には、財務定期監査や住民監査請求において必要となる、法令等の知識や経験など高度で専門的な知識が求められている。
任期中の制約事項や課される義務	1 普通地方公共団体の常勤の職員及び短時間勤務職員との兼職禁止（地方自治法第196条第3項） 2 市長や副市長と一定の親族関係にある者の就任及び在職の禁止（地方自治法第198条の2第1項） 3 常に公正不偏の態度を保持する（地方自治法第198条の3第1項） 4 守秘義務（地方自治法第198条の3第2項） 5 委員の兼業（市業務の請負）禁止（地方自治法第180条の5第6項）

イ 活動状況①

		平成23年度	平成22年度	平成21年度	H21～H23平均
監査委員会議等	開催回数	20回	45回	45回	37回
	月平均	1.7回	3.8回	3.8回	3.1回
	年間所要時間	56:15	129:35	123:45	103:11
	月平均	4:41	10:47	10:18	8:35
その他会議、視察等	開催回数	1回	3回	4回	3回
	月平均	0.1回	0.3回	0.3回	0.2回
	年間所要時間	3:00	9:40	12:00	8:13
	月平均	0:15	0:48	1:00	0:41
上記以外の公	開催回数	1回	1回	回	1回
	月平均	0.1回	0.1回	0.0回	0.1回
	年間所要時間	1:00	1:00	0:00	0:40
	月平均	0:05	0:05	0:00	0:03
計	開催回数	22回	49回	49回	41回
	月平均	1.8回	4.1回	4.1回	3.3回
	年間所要時間	60:15	140:15	135:45	112:05
	月平均	5:01	11:41	11:18	9:20

23年度の出席回数	
年間出席回数	22回
月平均	1.8回
年間出席時間	60:15
月平均	5:01
出席率	100.0%

ウ 活動状況②

<p>その他の活動の内容</p> <p>(会議の事前準備、事務局との打ち合わせ、調査、自主的活動等)</p>	<p>市の財務に関する事務の執行及び市の経営に係る事業の管理又は市の事務の執行について監査等を実施する上で、事務所や自宅などで次のような自主的活動を行なっている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 財務定期監査・工事定期監査にあたっては、概況説明資料などに目を通し、概況説明時の質問事項を整理する。 2 決算審査・基金運用状況審査にあたっては、事務局が作成した意見書案を読み込み修正案を検討する。 3 住民監査請求にあたっては、監査結果のとりまとめに際し、請求人や関係職員の陳述記録、関係人事情聴取記録、各種裁判例や他自治体の監査結果を読み込み監査結果を検討する。
--	---

エ 日額報酬化について

<p>日額報酬化に係る見解</p> <p>(人材を確保するための報酬の在り方について)</p>	<p>監査委員は、各種監査等の実施にあたり監査委員会会議に出席して審議を行っているが、事前に事務所や自宅等での資料等の読み込みや検討など、自主的な活動が不可欠である。こうした自主的な活動に提供する役務の質、量は相当程度あり、それを的確に評価することが困難であるほか、監査委員としての継続的な職責や職務態様等を考慮し、条例により月額報酬としていると認識している。</p> <p>また、識見委員は、法令等の知識や経験など高度で専門的な知識が必要とされることから弁護士、公認会計士などの選任を想定しており、報酬の内容によっては、今後の委員確保に相応の困難が生じる可能性があると考ええる。</p>
---	--

オ 政令市の報酬額

千葉市	札幌市	仙台市	さいたま市	川崎市	横浜市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市
258,000円	301,000円	298,000円	240,000円	336,000円	355,000円	147,200円	月額48,000円 日額30,000円	200,000円	76,000円 公認会計士 238,000円
名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市
日額29,500円	335,000円	日額 (代表)42,100円 (委員)35,100円	198,000円	320,000円	140,700円	255,000円	336,000円	500,000円	137,000円

※網掛け以外は月額制

※新潟市は月額・日額併用

※大阪市の(代表)は非常勤委員が代表監査委員の場合

※浜松市は月額制で76,000円。ただし公認会計士の場合は238,000円。

(3) 監査委員（議員選出委員）について

ア 議員選出委員の職責等

議員選出委員の職務 権限の性質・内容及び これに伴う職責の程度	監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査するという専門的かつ広範な独自の執行権限を持ち、その担任する事務の管理及び執行に当たって自ら決定を行い、これを表示し得る執行機関であり、その業務に即した公正不偏、専門性等の要請から普通地方公共団体の長から独立して、自らの判断において誠実に管理し執行することが求められるなど、重要な職責を担っている。
議員選出委員として 必要となる資質や経験 等	市議会議員（地方自治法第196条第1項） また、議選委員には、定期監査等において、議員活動を通じて得られた市政に関する幅広い知識や経験などが求められている。
任期中の制約事項や 課される義務	1 普通地方公共団体の常勤の職員及び短時間勤務職員との兼職禁止（地方自治法第196条第3項） 2 市長や副市長と一定の親族関係にある者の就任及び在職の禁止（地方自治法第198条の2第1項） 3 常に公正不偏の態度を保持する（地方自治法第198条の3第1項） 4 守秘義務（地方自治法第198条の3第2項） 5 委員の兼業（市業務の請負）禁止（地方自治法第180条の5第6項）

イ 活動状況①

		平成23年度	平成22年度	平成21年度	H21～H23平均
監査委員会議等	開催回数	16回	32回	25回	24回
	月平均	1.3回	2.7回	2.1回	2.0回
	年間所要時間	47:35	90:20	88:30	75:28
	月平均	3:57	7:31	7:22	6:17
その他会議、視察等	開催回数	回	2回	3回	2回
	月平均	0.0回	0.2回	0.3回	0.1回
	年間所要時間	0:00	5:00	9:00	4:40
	月平均	0:00	0:25	0:45	0:23
上記以外の公的活動	開催回数	1回	1回	1回	1回
	月平均	0.1回	0.1回	0.1回	0.1回
	年間所要時間	1:00	1:00	1:00	1:00
	月平均	0:05	0:05	0:05	0:05
計	開催回数	17回	35回	29回	27回
	月平均	1.4回	2.9回	2.4回	2.3回
	年間所要時間	48:35	96:20	98:30	81:08
	月平均	4:02	8:01	8:12	6:45

23年度の出席回数	
年間出席回数	17回
月平均	1.4回
年間出席時間	48:35
月平均	4:02
出席率	100.0%

ウ 活動状況②

<p>その他の活動の内容 (会議の事前準備、事務局との打ち合わせ、調査、自主的活動等)</p>	<p>市の財務に関する事務の執行及び市の経営に係る事業の管理又は市の事務の執行について監査等を実施する上で、事務所や自宅などで次のような自主的活動を行なっている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 財務定期監査・工事定期監査にあたっては、概況説明資料などに目を通し、概況説明時の質問事項を整理する。 2 決算審査・基金運用状況審査にあたっては、事務局が作成した意見書案を読み込み修正案を検討する。 3 住民監査請求にあたっては、監査結果のとりまとめに際し、請求人や関係職員の陳述記録、関係人事情聴取記録、各種裁判例や他自治体の監査結果を読み込み監査結果を検討する。
---	---

エ 日額報酬化について

<p>日額報酬化に係る見解 (人材を確保するための報酬の在り方について)</p>	<p>監査委員は、各種監査等の実施にあたり監査委員会議に出席して審議を行っているが、事前に事務所や自宅等での資料等の読み込みや検討など、自主的な活動が不可欠である。こうした自主的な活動に提供する役務の質、量は相当程度あり、それを的確に評価することが困難であるほか、監査委員としての継続的な職責や職務態様等を考慮し、条例により月額報酬としていると認識している。</p>
--	---

オ 政令市の報酬額

千葉市	札幌市	仙台市	さいたま市	川崎市	横浜市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市
67,000円	70,000円	81,000円	85,000円	67,000円	92,000円	61,200円	月額16,000円 日額12,000円	69,000円	45,000円
名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市
日額27,000円	70,000円	日額11,700円	66,000円	80,000円	46,800円	73,000円	102,000円	90,000円	71,000円

※網掛け以外は月額制

※新潟市は月額・日額併用

参考資料 1

「(2) イ 活動状況①」の詳細

名称		監査委員			
役職		識見非常勤委員			
		平成23年度	平成22年度	平成21年度	H21～H23平均
監査委員会議等	開催回数	20回	45回	45回	37回
	月平均	1.7回	3.8回	3.8回	3.1回
	最多/最少	5回/0回	7回/0回	7回/0回	6回/0回
	年間所要時間	56:15	129:35	123:45	103:11
	月平均	4:41	10:47	10:18	8:35
	最長	4:45	6:00	7:00	5:55
	最短	1:10	0:30	0:30	0:43
その他会議、視察等	開催回数	1回	3回	4回	3回
	月平均	0.1回	0.3回	0.3回	0.2回
	最多/最少	1回/0回	2回/0回	2回/0回	2回/0回
	年間所要時間	3:00	9:40	12:00	8:13
	月平均	0:15	0:48	1:00	0:41
	最長	3:00	4:30	3:30	3:40
	最短	3:00	2:10	2:30	2:33
上記以外の公式の活動	開催回数	1回	1回	回	1回
	月平均	0.1回	0.1回	0.0回	0.1回
	最多/最少	1回/0回	1回/0回	0回/0回	1回/0回
	年間所要時間	1:00	1:00	0:00	0:40
	月平均	0:05	0:05	0:00	0:03
	最長	1:00	1:00	0:00	0:40
	最短	1:00	1:00	0:00	0:40
計	開催回数	22回	49回	49回	41回
	月平均	1.8回	4.1回	4.1回	3.3回
	最多/最少	5回/0回	8回/0回	8回/0回	6回/0回
	年間所要時間	60:15	140:15	135:45	112:05
	月平均	5:01	11:41	11:18	9:20
	最長	4:45	6:00	7:00	5:55
	最短	1:00	0:30	0:30	0:40

23年度の出席回数	
年間出席回数	22回
月平均	1.8回
年間出席時間	60:15
月平均	5:01
出席率	100.0%

参考資料 2

「(2) イ 活動状況①」の実際の業務内容 (平成23年度)

名称		監査委員		
役職		識見非常勤委員		
月日	業務内容		場所	所要時間
4月	5日	監査委員会議	千葉市役所	1:40
	7日	監査委員会議	千葉市役所	1:20
	11日	監査委員会議	千葉市役所	4:10
	14日	監査委員会議	千葉市役所	1:30
	28日	監査委員会議	千葉市役所	1:40
5月				
6月	1日	監査委員会議	千葉市役所	3:00
7月	12日	関東都市監査委員会	宇都宮市	3:00
	15日	監査委員会議	千葉市役所	4:15
8月	8日	監査委員会議	千葉市役所	4:30
	23日	監査委員会議	千葉市役所	4:30
9月	30日	事務引継	千葉市役所	1:00
10月	19日	監査委員会議	千葉市役所	1:30
	31日	監査委員会議	千葉市役所	4:45
11月	11日	監査委員会議	千葉市役所	1:45
	18日	監査委員会議	千葉市役所	2:50
	22日	監査委員会議	千葉市役所	2:20
	25日	監査委員会議	千葉市役所	3:30
12月	9日	監査委員会議	千葉市役所	1:30
	16日	監査委員会議	千葉市役所	1:10
1月				
2月	3日	監査委員会議	千葉市役所	3:50
3月	19日	監査委員会議	千葉市役所	4:30
	26日	監査委員会議	千葉市役所	2:00

参考資料3

「(3)イ 活動状況①」の詳細

名称		監査委員			
役職		議員選出委員			
		平成23年度	平成22年度	平成21年度	H21～H23平均
監査委員会等	開催回数	16回	32回	25回	24回
	月平均	1.3回	2.7回	2.1回	2.0回
	最多/最少	4回/0回	5回/0回	5回/0回	5回/0回
	年間所要時間	47:35	90:20	88:30	75:28
	月平均	3:57	7:31	7:22	6:17
	最長	4:45	6:00	7:00	5:55
	最短	1:10	1:00	1:00	1:03
その他会議、視察等	開催回数	回	2回	3回	2回
	月平均	0.0回	0.2回	0.3回	0.2回
	最多/最少	0回/0回	2回/0回	2回/0回	1回/0回
	年間所要時間	0:00	5:00	9:00	4:40
	月平均	0:00	0:25	0:45	0:23
	最長	0:00	3:00	3:30	2:10
	最短	0:00	2:00	2:30	1:30
上記以外の公式の活動	開催回数	1回	1回	1回	1回
	月平均	0.1回	0.1回	0.1回	0.1回
	最多/最少	1回/0回	1回/0回	1回/0回	1回/0回
	年間所要時間	1:00	1:00	1:00	1:00
	月平均	0:05	0:05	0:05	0:05
	最長	1:00	1:00	1:00	1:00
	最短	1:00	1:00	1:00	1:00
計	開催回数	17回	35回	29回	27回
	月平均	1.4回	2.9回	2.4回	2.3回
	最多/最少	4回/0回	5回/0回	5回/0回	5回/0回
	年間所要時間	48:35	96:20	98:30	81:08
	月平均	4:02	8:01	8:12	6:45
	最長	4:45	6:00	7:00	5:55
	最短	1:00	1:00	1:00	1:00

23年度の出席回数	
年間出席回数	17回
月平均	1.4回
年間出席時間	48:35
月平均	4:02
出席率	100.0%

参考資料 4

「(3) イ 活動状況①」の実際の業務内容(平成23年度)

名称		監査委員		
役職		議員選出委員		
月日	業務内容		場所	所要時間
4月	28日	監査委員会議	千葉県役所	1:40
5月	24日	事務引継	千葉県役所	1:00
6月	1日	監査委員会議	千葉県役所	3:00
7月	15日	監査委員会議	千葉県役所	4:15
8月	8日	監査委員会議	千葉県役所	4:30
	23日	監査委員会議	千葉県役所	4:30
9月				
10月	19日	監査委員会議	千葉県役所	1:30
	31日	監査委員会議	千葉県役所	4:45
11月	11日	監査委員会議	千葉県役所	1:45
	18日	監査委員会議	千葉県役所	2:50
	22日	監査委員会議	千葉県役所	2:20
	25日	監査委員会議	千葉県役所	3:30
12月	9日	監査委員会議	千葉県役所	1:30
	16日	監査委員会議	千葉県役所	1:10
1月				
2月	3日	監査委員会議	千葉県役所	3:50
3月	19日	監査委員会議	千葉県役所	4:30
	26日	監査委員会議	千葉県役所	2:00

参考資料 5

平成 23 年度の出欠状況（監査委員）

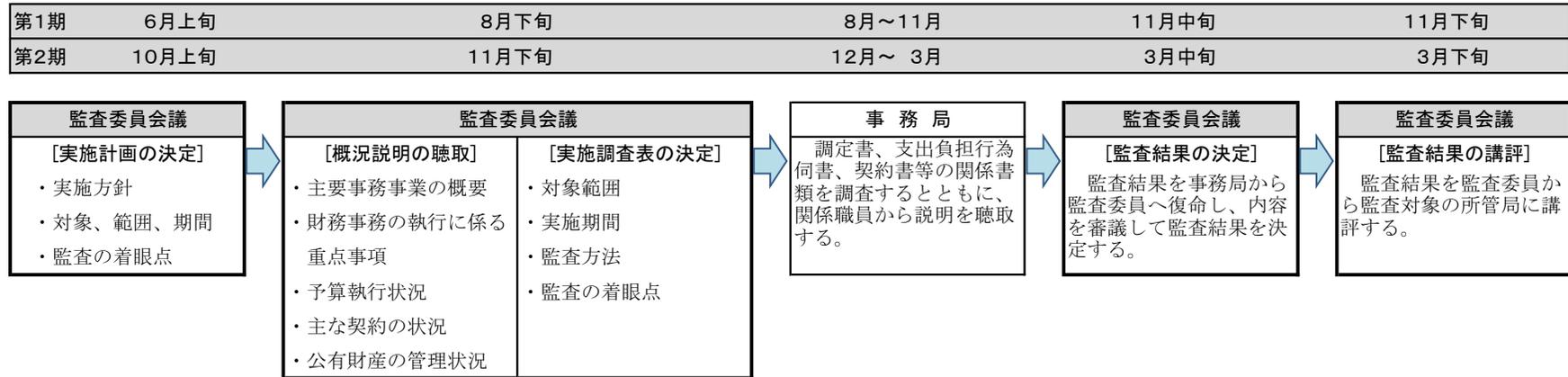
月日	業務内容	場所	所要時間	識見非常勤	識見非常勤	A 議選	B 議選	C 議選	D 議選	
4月	5日	監査委員会議	千葉県役所	1:40		○			除斥*	除斥
	7日	監査委員会議	千葉県役所	1:20		○			除斥	除斥
	11日	監査委員会議	千葉県役所	4:10		○			除斥	除斥
	14日	監査委員会議	千葉県役所	1:30		○			除斥	除斥
	28日	監査委員会議	千葉県役所	1:40		○			○	○
5月	24日	事務引継	千葉県役所	1:00		/	○	○	○	○
6月	1日	監査委員会議	千葉県役所	3:00		○	○			
7月	12日	関東都市監査委員会	宇都宮市	3:00		○	/	/		
	15日	監査委員会議	千葉県役所	4:15		○	○	○		
8月	8日	監査委員会議	千葉県役所	4:30		○	○	○		
	23日	監査委員会議	千葉県役所	4:30		○	○	○		
9月	30日	事務引継	千葉県役所	1:00	○	○	/	/		
10月	19日	監査委員会議	千葉県役所	1:30	○		○	○		
	31日	監査委員会議	千葉県役所	4:45	○		○	○		
11月	11日	監査委員会議	千葉県役所	1:45	○		○	○		
	18日	監査委員会議	千葉県役所	2:50	○		○	○		
	22日	監査委員会議	千葉県役所	2:20	○		○	○		
	25日	監査委員会議	千葉県役所	3:30	○		○	○		
12月	9日	監査委員会議	千葉県役所	1:30	○		○	○		
	16日	監査委員会議	千葉県役所	1:10	○		○	○		
2月	3日	監査委員会議	千葉県役所	3:50	○		○	○		
3月	19日	監査委員会議	千葉県役所	4:30	○		○	○		
	26日	監査委員会議	千葉県役所	2:00	○		○	○		

※地方自治法第199条の2（監査執行上の除斥）

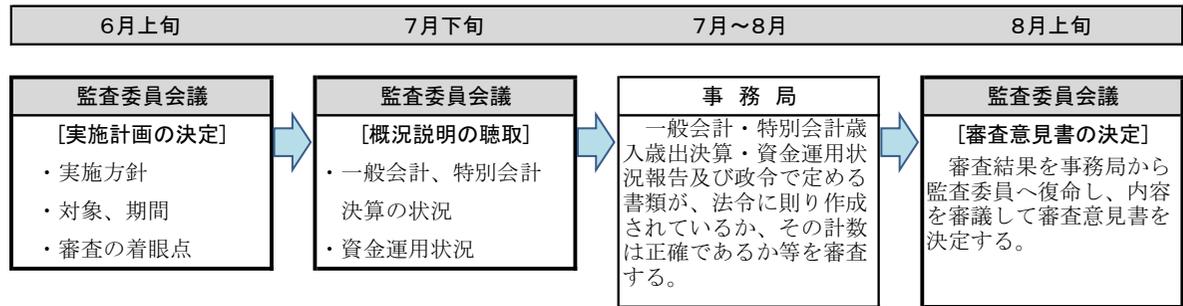
監査委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接利害関係のある事件について、監査することができない

監査委員の主な業務内容

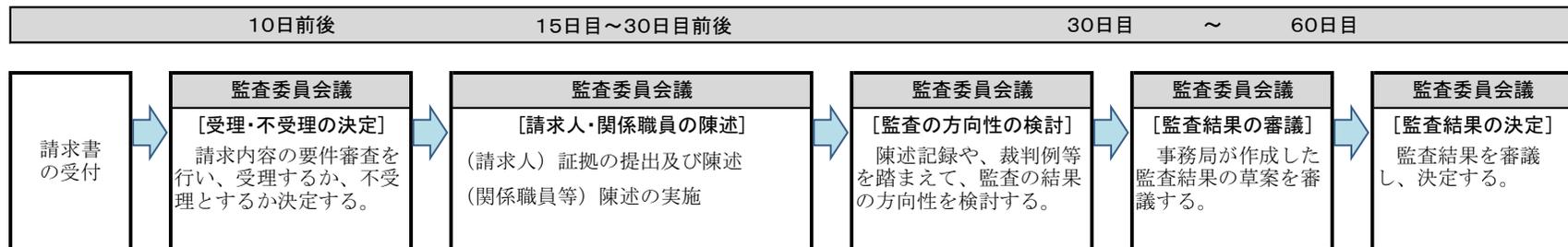
1 財務定期監査



2 決算審査・基金運用状況審査



3 住民監査請求



3 政令指定都市における日額報酬制等導入の考え方

(1) 裁判における行政委員の報酬制度のあり方に係る見解

<地方自治法（抜粋）>

第203条の2 普通地方公共団体は、その委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、（中略）に対し、報酬を支給しなければならない。

2 前項の職員に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。

ア 川崎市（東京高裁判決）

「法第203条の2第2項ただし書きの趣旨は、地方公共団体がその自主的判断により、当該特別職非常勤職員の職務内容及び責務並びに当該地域の実情に即した有為な人材を得るために、勤務日数に応じて支給する方法とは別の方法で報酬を支給できるようにするため、一定の裁量の余地を与えたものと解される。」

イ 滋賀県（最高裁判決）

「月額報酬制その他の日額報酬制以外の報酬制度を採る条例の規定が法第203条の2第2項に違反し違法、無効となるか否かについては、議会の裁量権の性質に鑑みると、当該非常勤職員の職務の性質、内容、職責や勤務の態様、負担等の諸般の事情を総合考慮して、当該規定の内容が同項の趣旨に照らした合理性の観点から上記裁量権を超え又はこれを濫用するものであるか否かによって判断すべきものと解するのが相当である。」

(2) 政令指定都市における導入の状況

	導入時期	教育	市選管	区選管	人事	監査	農業
札幌	H23.1.1	月額	日額	日額	月額	月額	月額
新潟	H24.4.1	日額・月額	日額・月額	日額・月額	日額・月額	日額・月額	月額
相模原	H23.4.1	日額	日額	日額	日額	月額	月額
浜松	H22.4.1	日額	日額	日額	日額	月額	月額
大阪	H23.4.1	日額	日額	日額	日額	日額	日額
名古屋	H23.4.1	日額	日額	日額	日額	日額	月額
堺	H23.7.1	日額	日額	日額	日額	月額	月額

(3) 見直し方法とその考え方

日額報酬等への見直し方法	都市名	考え方
ア 監査委員及び農業委員を月額維持	相模原 浜松 堺	<ul style="list-style-type: none"> 監査委員は業務が非常に広範である、資格に基づく高度な専門性が求められる、また、事前準備や自己研鑽など正式な活動からは見えない業務が多い。 農業委員は日常的な活動が中心である。また、活動回数が非常に多く、日額にすると報酬額が大きくなりすぎる。
イ 農業委員を月額維持	名古屋	<ul style="list-style-type: none"> 農業委員は日常的な活動が中心である。
ウ 全ての行政委員の月額を廃止し、日額化	大阪	<ul style="list-style-type: none"> 行政委員会の職責等は非常に重いものがあり、委員会毎に差を設け、月額と日額の線引きは難しい。 月額報酬を維持するまでの特別な個別の事情や勤務実態があるとまでいえない。
エ 日額・月額併用化（農業委員を月額維持）	新潟	<ul style="list-style-type: none"> 日数や時間数で計り得る会議等への出席などは日額で支給 日数や時間数では計り得ない活動については月額で支給 農業委員は日常生活の中での活動が多いため月額維持
オ 選挙管理委員のみ日額化	札幌	<ul style="list-style-type: none"> 選挙の有無により繁閑の差が生じる実態がある。 最高裁判決前の大阪高裁判決では選挙管理委員の月額報酬が違法状態であるとされていた。

(4) 日額報酬等の算定方法とその考え方

日額報酬等の算定方法	都市名	考え方
ア 国の委員等の非常勤職員の報酬額を参考とする	名古屋 大阪	<ul style="list-style-type: none"> 国の非常勤職員の報酬額（当時：35,100円）を上限に委員の報酬額を設定（大阪） 国の中央選挙管理会（当時：委員長29,500円、委員27,000円）を基に全ての委員について設定（名古屋）
イ 従来月額を活動実績で割り戻す	相模原 浜松	<ul style="list-style-type: none"> 改正前の月額を月の活動実績で割り戻し、その金額を5%カットした金額を基に、算定（相模原） 改正前の月額の1年間分の報酬額を、1年間の活動実績で割り戻した額を基に算定（1時間30分未満の活動の場合は、日額の3分の2）（浜松）
ウ 国や他都市の日額を基本	札幌 堺	<ul style="list-style-type: none"> 国の中央選挙管理会の報酬額（当時：委員長29,500円、委員27,000円）と既に日額化をしている自治体の報酬額を総合勘案して算定（札幌） 国の非常勤職員の報酬額の上限を超えない額で、既に日額化をしている自治体の報酬額を総合勘案して算定（堺）
エ 日額・月額併用	新潟	<ul style="list-style-type: none"> 月額部分 従来月額額の3分の1程度 日額部分 現行の月額報酬の場合に支払われる年間の総報酬額から、上記月額部分を差し引いた額を超えない範囲内で、他都市の見直し状況を参考に、実態に即した額

4 平成23年度活動状況の比較

名称		教育委員会		市選挙管理委員会		中央区挙管理委員会		花見川区挙管理委員会		稲毛区挙管理委員会		若葉区挙管理委員会		緑区挙管理委員会		美浜区挙管理委員会	
役職		委員長	委員	委員長	委員	委員長	委員	委員長	委員	委員長	委員	委員長	委員	委員長	委員	委員長	委員
委員会開催	開催回数	20回	20回	14回	14回	12回	12回	13回	13回	14回	14回	13回	13回	12回	12回	13回	13回
	月平均	1.7回	1.7回	1.2回	1.2回	1.0回	1.0回	1.1回	1.1回	1.2回	1.2回	1.1回	1.1回	1.0回	1.0回	1.1回	1.1回
	年間所要時間	23:10	23:10	18:15	18:15	11:05	11:05	15:45	15:45	14:40	14:40	11:15	11:15	7:25	7:25	6:30	6:30
	月平均	1:56	1:56	1:31	1:31	0:55	0:55	1:19	1:19	1:13	1:13	0:56	0:56	0:37	0:37	0:32	0:32
会議、視察等	開催回数	13回	14回	16回	9回	5回	4回	7回	8回	5回	5回	7回	5回	9回	5回	7回	6回
	月平均	1.1回	1.2回	1.3回	0.8回	0.4回	0.3回	0.6回	0.7回	0.4回	0.4回	0.6回	0.4回	0.8回	0.4回	0.6回	0.5回
	年間所要時間	28:15	40:50	24:16	28:00	19:00	18:00	21:15	20:00	20:00	18:25	21:30	19:30	23:00	18:30	21:28	6:58
	月平均	2:21	3:24	2:01	2:20	1:35	1:30	1:46	1:40	1:40	1:32	1:48	1:38	1:55	1:32	1:47	0:34
上記以外の公式の活動	開催回数	10回	8回	3回	記録なし	記録なし	記録なし	記録なし	記録なし	記録なし	記録なし	記録なし	記録なし	記録なし	記録なし	記録なし	記録なし
	月平均	0.8回	0.7回	0.3回													
	年間所要時間	12:10	12:20	3:00													
	月平均	1:01	1:02	0:15													
計	開催回数	43回	42回	33回	23回	17回	16回	20回	21回	19回	19回	20回	18回	21回	17回	20回	19回
	月平均	3.6回	3.5回	2.8回	1.9回	1.4回	1.3回	1.7回	1.8回	1.6回	1.6回	1.7回	1.5回	1.8回	1.4回	1.7回	1.6回
	年間所要時間	63:35	76:20	45:31	46:15	30:05	29:05	37:00	35:45	34:40	33:05	32:45	30:45	30:25	25:55	27:58	13:28
	月平均	5:18	6:22	3:47	3:51	2:30	2:25	3:05	2:59	2:53	2:45	2:44	2:34	2:32	2:09	2:19	1:07

出席状況	年間出席回数	43.0回	41.5回	32.0回	22.7回	16.0回	16.0回	20.0回	21.0回	19.0回	18.7回	20.0回	16.7回	21.0回	16.3回	20.0回	16.7回
	月平均	3.6回	3.5回	2.7回	1.9回	1.3回	1.3回	1.7回	1.8回	1.6回	1.6回	1.7回	1.4回	1.8回	1.4回	1.7回	1.4回
	年間出席時間	63:35	75:49	43:40	45:50	29:05	29:05	37:00	35:45	34:40	32:25	32:45	28:40	30:25	25:25	27:58	10:41
	月平均	5:18	6:19	3:38	3:49	2:25	2:25	3:05	2:59	2:53	2:42	2:44	2:23	2:32	2:07	2:19	0:53

※会議の開催などの公式な活動のみの集計であり、資料の読み込み等の事前準備などは含まれていない。

4 平成23年度活動状況の比較

名称		人事委員会		監査委員		農業委員会					
役職		委員長	委員	委員長	委員	会長	会長職務代理者	農地部会長	農業振興部会長	農地部会委員	農業振興部会委員
委員会開催	開催回数	17回	17回	20回	16回	76回	17回	35回	14回	25回	10回
	月平均	1.4回	1.4回	1.7回	1.3回	6.3回	1.4回	2.9回	1.2回	2.1回	0.8回
	年間所要時間	23:35	23:35	56:15	47:35	158:29	28:24	73:12	21:42	50:42	28:12
	月平均	1:58	1:58	4:41	3:57	13:12	2:22	6:06	1:48	4:13	2:21
会議、視察等	開催回数	7回	2回	1回	回	19回	19回	8回	11回	3回	6回
	月平均	0.6回	0.2回	0.1回	0.0回	1.6回	1.6回	0.7回	0.9回	0.3回	0.5回
	年間所要時間	10:00	7:00	3:00	0:00	23:30	22:30	9:00	14:00	5:00	9:30
	月平均	0:50	0:35	0:15	0:00	1:54	1:52	0:45	1:10	0:25	0:47
上記以外の公式の活動	開催回数	4回	6回	1回	1回	4回	3回	1回	0回	0回	0回
	月平均	0.3回	0.5回	0.1回	0.1回	0.3回	0.3回	0.1回	0.0回	0回	0回
	年間所要時間	5:15	26:00	1:00	1:00	3:42	5:00	2:00	0:00	0:00	0:00
	月平均	0:26	2:10	0:05	0:05	0:18	0:25	0:10	0:00	0:00	0:00
計	開催回数	28回	25回	22回	17回	99回	39回	44回	25回	28回	16回
	月平均	2.3回	2.1回	1.8回	1.4回	8.3回	3.3回	3.7回	2.1回	2.4回	1.3回
	年間所要時間	38:20	56:35	60:15	48:35	185:41	55:54	84:12	35:42	55:42	37:42
	月平均	3:12	4:43	5:01	4:02	15:28	4:39	7:01	2:58	4:38	3:08

出席状況	年間出席回数	28.0回	25.0回	22.0回	17.0回	98.0回	39.0回	44.0回	25.0回		
	月平均	2.3回	2.1回	1.8回	1.4回	8.2回	3.3回	3.7回	2.1回		
	年間出席時間	38:20	56:35	60:15	48:35	185:06	55:54	84:12	35:42		
	月平均	3:12	4:43	5:01	4:02	15:25	4:39	7:01	2:58		

※会議の開催などの公式な活動のみの集計であり、資料の読み込み等の事前準備などは含まれていない。

5 行政委員の職責等一覧表

行政委員会等	教育委員会	市選挙管理委員会	区選挙管理委員会	人事委員会	監査委員	農業委員会
委員として職務権限の性質・内容及びこれに伴う職責の程度	<ul style="list-style-type: none"> 学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、学習指導、教科書その他の教材の取り扱いに関する事務、社会教育その他教育、学術、文化に関する事務の管理などその職務権限は広く教育全般に及んでおり、重大な職責を担っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 選挙事務の公正と適正化を図るため、市長から独立した合議制の行政委員会として法律又はこれに基づく政令の定めるところにより、当該普通地方公共団体が処理する選挙に関する事務及びこれに関係のある事務を管理するために、広く選挙事務全般を執行しており、選挙という主権者たる国民がその主権を行使して政治に参画する最も身近な機会において、選挙の管理執行を行う上で、とても重大な職責を担っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 選挙事務の公正と適正化を図るため、市長から独立した合議制の行政委員会として法律又はこれに基づく政令の定めるところにより、当該普通地方公共団体が処理する選挙に関する事務及びこれに関係のある事務を管理するために、広く選挙事務全般を執行しており、選挙という主権者たる国民がその主権を行使して政治に参画する最も身近な機会において、選挙の管理執行を行う上で、とても重大な職責を担っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 中立的機関として任命権者と職員との紛争を裁定する「準司法的権限」、独立した行政機関として規則を制定する「準立法的権限」、専門的・中立的立場で、競争試験の実施や給料表の勧告などを行う「行政権限」といった広範で強力な権限を有する。 専門的かつ中立的立場で、人事行政の公正、妥当性を確保することを任務とするものであり、重大な職責を担っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 市の財務事務の執行や市の経営に係る事業の管理を監査するという専門的かつ広範な独自の執行権限を有する。 公正不偏、専門性等の要請から市長から独立して自らの判断において誠実に業務を管理執行することが求められるなど、重大な職責を担っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 農地の権利移動の許認可や農地転用等の業務 農業経営の合理化、農業生産・農業経営に関する調査・研究及び農業者等への情報提供 農業者の代表として、意見・要望を農業施策に反映させるため、意見の公表や建議書の作成・提出
代表的な職務権限	<ul style="list-style-type: none"> 小・中学校、高校の教科書採択 学校その他の教育機関の設置、管理及び廃止に関すること 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること 	<ul style="list-style-type: none"> 選挙事務の管理執行 区選挙事務の指導 直接請求及び住民投票 常時啓発の企画及び実施 	<ul style="list-style-type: none"> 区選挙事務の管理執行 選挙人名簿及び在外選挙人名簿の調製など 裁判員候補者予定者名簿、検察審査員候補者予定者名簿の調製 常時啓発の計画及び実施 	<ul style="list-style-type: none"> 勤務条件に関する措置要求の審査 不利益処分不服申立ての審査 競争試験又は選考の実施 給料表に関する議会及び市長に対する報告及び勧告 	<ul style="list-style-type: none"> 財務定期監査 決算審査、基金運用状況審査 住民監査請求 	<ul style="list-style-type: none"> 農業従事者、農業後継者及び新規就農者への指導・助言 農業経営に関する営農指導 農地に関する立ち入り調査
委員として必要となる資質や経験等	<ul style="list-style-type: none"> 市長の被選挙権を有し、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者。 公正な立場にたち、教育について大局的な判断をなすに広い識見の人材を選任 地域住民や保護者等の意向等を的確に把握し、地域の状況に応じた主体的かつ積極的な教育行政を展開するため、委員構成を多様なものとする事が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> 市内に住所があり選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有する者。 公職選挙法などの法令を正しく解釈し、適用し、選挙を適正に管理執行をするための識見を有する者。 	<ul style="list-style-type: none"> 区内に住所があり選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有する者。 公職選挙法などの法令を正しく解釈し、適用し、選挙を適正に管理執行をするための識見を有する者。 	<ul style="list-style-type: none"> 法律に精通した者（法曹界にある者）…① 行政に知識と経験を有する者（公務出身者）…② 最新の社会経済情勢に係る識見を有する者（民間経済人）…③ 	<ul style="list-style-type: none"> (識見非常勤委員) 人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者。 識見委員には、財務定期監査や住民監査請求で必要となる、法令等の知識や経験など高度で専門的な知識が求められる。 (議員選出委員) 議選委員には、定期監査等において、議員活動を通じて得られた市政に関する幅広い知識や経験などが求められる。 	<ul style="list-style-type: none"> 職務内容は非常に広範・多岐に亘っており、農業に関する経験や豊富な見識など、一定の専門性が必要となる。
主な役職・経歴	<ul style="list-style-type: none"> 千葉県陸上競技協会会長 大学教授 千葉県青少年相談員連絡協議会会長 元日本PTA全国協議会広報委員 医療法人理事長 	<ul style="list-style-type: none"> 弁護士 元市議 	<ul style="list-style-type: none"> 会社員 会社役員 大学講師 医師 自営業 無職 	<ul style="list-style-type: none"> 弁護士 元千葉市総務局長 会社社長 	<ul style="list-style-type: none"> 弁護士 市議会議員 	<ul style="list-style-type: none"> 農業 農業協同組合推薦 農業共済推薦 土地改良区推薦 市議会推薦
任期中の制約事項や課される義務	<ul style="list-style-type: none"> 委員の兼職禁止 政治活動の禁止 守秘義務 委員の兼業（市業務の請負）禁止 	<ul style="list-style-type: none"> 委員の兼職禁止 立候補の制限 在職中の選挙運動の禁止 守秘義務 委員の兼業（市業務の請負）禁止 	<ul style="list-style-type: none"> 委員の兼職禁止 立候補の制限 在職中の選挙運動の禁止 守秘義務 委員の兼業（市業務の請負）禁止 	<ul style="list-style-type: none"> 2人以上の委員の同一所属政党の制限 委員の兼職禁止 信用失墜行為の禁止 守秘義務 立候補の制限 委員の兼業（市業務の請負）禁止 	<ul style="list-style-type: none"> 普通地方公共団体の常勤の職員及び短時間勤務職員との兼職禁止 市長や副市長と一定の親族関係にある者の就任及び在職の禁止 常に公正不偏の態度を保持する 守秘義務 委員の兼業（市業務の請負）禁止 	<ul style="list-style-type: none"> 立候補の制限 委員の兼業（市業務の請負）禁止

5 行政委員の職責等一覧表

行政委員会等	教育委員会	市選挙管理委員会	区選挙管理委員会	人事委員会	監査委員	農業委員会
<p>日額報酬化に係る見解</p>	<p>・各種教育関連行事へ出席し、職務に対する研修に参加するほか、教科書採択の際は全ての教科書を読みこんでいる。 ・職務内容や責任に対する対価として、単に具体的に発生した勤務日数だけでは、提供した役務の質を的確に評価できないものであり、かつ、適性を備えた人材確保の観点からも、月額報酬であるべきものと認識している。</p>	<p>・日常の行動においても一定の制限が与えられているほか、特に選挙期間中は公職選挙法に基づいて適正な執行がなされているかをたえず注視するほか、日頃から調査・研究や啓発活動を行うことも委員の重要な職務である。 ・日額報酬化を検討する場合には、これら委員に対する職責の重さや法的制限を十分考慮する必要があると考える。</p>	<p>・在職期間中、選挙運動の禁止や兼業の禁止等、法令により一定の制限がかけられており、日額制を採用した場合、これらの制限との整合性が図られる必要があるものと考えられる。(中央区、花見川区、若葉区、緑区、美浜区) ・月額制から日額制に見直している自治体の勤務実態等の内容から、月額報酬の維持に理解を得られるか疑問であり、日額化への流れも止むを得ないものと考えられる。定例会以外の行事などに動員の際には、業務内容及び所要時間等を考慮したうえで、日額報酬又は出席に伴う費用弁償を支出できるよう配慮されたい。(稲毛区)</p>	<p>・人材確保の必要性や一般の審議会等の委員とは異なり、直接職員の利害や権利等を制約し得る重大な責務を負っていること等を考慮すると、十分な対価が必要と考える。</p>	<p>・事前の資料等の読み込みや検討など自主的な活動が不可欠であり、そうした役務の質、量は相当程度あり、それを的確に評価することが困難であるほか、監査委員としての継続的な職責や職務態様等を考慮し、月額報酬として認識している。 ・識見非常勤委員については、法令等の知識や経験など高度で専門的な知識が必要とされることから弁護士、公認会計士などの選任を想定しており、報酬の内容によっては、今後の委員確保に相応の困難が生じる可能性があると考えられる。</p>	<p>・農業委員は、地域の農業者の代表として、日常的に周辺農地の現況確認や農家の実情把握等を行うほか、農家の様々な相談への対応や農地に関する調査を行うなど、地域に密着した活動が主体となっている。 ・日常的活動は、年間を通じて行われ、その活動内容は広範・多岐に亘っていることから、委員報酬は日額報酬化にはなじまず、現行どおり、月額制であるべきものと考えられる。</p>

(再掲) 政令指定都市の行政委員の報酬額一覧表

※順位について

数字:月額報酬制の順位

○囲み数字:日額報酬制の順位

(H24.4.1現在)

	教育委員会				市選挙管理委員会				区選挙管理委員会				人事委員会				監査委員				農業委員会																					
	月額報酬制 14市				月額報酬制 13市				月額報酬制 13市				月額報酬制 14市				月額報酬制 17市				月額報酬制 19市																					
	委員長		委員		委員長		委員		委員長		委員		委員長		委員		非常勤		議員選出		会長		副会長		部会長		委員															
	支給方法	順位	額(円)	支給方法	順位	額(円)	支給方法	順位	額(円)	支給方法	順位	額(円)	支給方法	順位	額(円)	支給方法	順位	額(円)	支給方法	順位	額(円)	支給方法	順位	額(円)	支給方法	順位	額(円)	支給方法	順位	額(円)												
千葉市	月額	11	201,000	月額	11	169,000	月額	10	125,000	月額	10	94,000	月額	12	63,000	月額	11	48,000	月額	9	258,000	月額	9	224,000	月額	9	258,000	月額	12	67,000	月額	13	67,000	月額	7	60,000	月額	6	60,000	月額	6	53,000
札幌市	月額	7	301,000	月額	8	251,000	日額	②	32,500	日額	④	23,500	日額	⑥	17,500	日額	⑥	15,000	月額	7	301,000	月額	8	251,000	月額	7	301,000	月額	9	70,000	月額	3	96,000	月額	2	67,000		月額	8	47,000		
仙台市	月額	9	243,000	月額	9	203,000	月額	7	243,000	月額	7	203,000	月額	7	121,000	月額	7	101,000	月額	10	243,000	月額	10	203,000	月額	8	298,000	月額	5	81,000	月額	7	78,000	月額	1	71,000	月額	1	71,000	月額	1	63,000
さいたま市	月額	10	240,000	月額	10	200,000	月額	9	132,000	月額	9	99,000	月額	9	69,000	月額	9	58,000	月額	11	240,000	月額	11	200,000	月額	11	240,000	月額	4	85,000	月額	10	72,000	月額	5	61,300	月額	5	61,300	月額	5	53,600
川崎市	月額	5	336,000	月額	6	279,000	月額	4	267,000	月額	6	210,000	月額	4	135,000	月額	6	106,000	月額	5	336,000	月額	6	279,000	月額	5	336,000	月額	12	67,000	月額	19	42,000					月額	19	31,000		
横浜市	月額	1	384,000	月額	1	355,000	月額	1	332,000	月額	1	275,000	月額	1	165,000	月額	1	135,000	月額	1	384,000	月額	1	355,000	月額	2	355,000	月額	2	92,000	月額	17	45,000	月額	15	43,000 (職務代理者)		月額	18	34,000		
相模原市	日額	②	32,000	日額	②	27,500	日額	⑤	27,000	日額	⑤	23,200	日額	⑤	18,900	日額	⑤	16,200	日額	②	32,000	日額	②	27,500	月額	15	147,200	月額	15	61,200	月額	6	81,700	月額	12	53,600 (職務代理者)		月額	11	45,100		
新潟市	月額 日額併用		月額48,000 日額30,000	月額 日額併用		月額41,000 日額24,000	月額 日額併用		月額40,000 日額25,000	月額 日額併用		月額30,000 日額20,000	月額 日額併用		月額20,000 日額20,000	月額 日額併用		月額15,000 日額15,000	月額 日額併用		月額48,000 日額30,000	月額 日額併用		月額41,000 日額24,000	月額 日額併用		月額48,000 日額30,000	月額 日額併用		月額16,000 日額12,000	月額	1	107,500	月額	4	64,500	月額	8	58,000	月額	12	43,000
静岡市	月額	12	170,000	月額	12	140,000	月額	11	99,000	月額	11	75,000	月額	10	65,000	月額	10	50,000	月額	11	240,000	月額	11	200,000	月額	13	200,000	月額	11	69,000	月額	2	96,500	月額	11	55,000		月額	15	40,000		
浜松市	日額	⑤	27,000	日額	⑤	21,000	日額	⑤	27,000	日額	⑥	21,000	日額	②	27,000	日額	②	21,000	日額	⑤	27,000	日額	⑤	21,000	月額	12	76,000 公認会計士 238,000	月額	17	45,000	月額	10	72,000	月額	14	49,000	月額	11	49,000	月額	13	41,000
名古屋市	日額	④	29,500	日額	③	27,000	日額	④	29,500	日額	②	27,000	日額	④	21,000	日額	④	18,200	日額	④	29,500	日額	③	27,000	日額	②	29,500	日額	①	27,000	月額	17	45,000	月額	16	40,500	月額	13	40,500	月額	17	36,000
京都市	月額	3	355,000	月額	2	335,000	月額	3	300,000	月額	2	270,000	月額	7	121,000	月額	5	107,000	月額	3	355,000	月額	2	335,000	月額	5	335,000	月額	9	70,000	月額	9	74,000	月額	3	65,000 (職務代理者)	月額	3	65,000	月額	2	55,000
大阪市	日額	①	42,100	日額	①	35,100	日額	①	42,100	日額	①	35,100	日額	①	35,100	日額	①	29,300	日額	①	42,100	日額	①	35,100	日額	①	42,100	日額	②	11,700	日額	総会 42,100 総会以外 4,200	日額	総会 38,600 総会以外 3,900				日額	総会 35,100 総会以外 3,500			
堺市	日額	②	32,000	日額	③	27,000	日額	③	32,000	日額	②	27,000	日額	③	24,000	日額	③	20,000	日額	②	32,000	日額	③	27,000	月額	14	198,000	月額	14	66,000	月額	15	58,000	月額	13	51,000	月額	10	51,000	月額	13	41,000
神戸市	月額	2	360,000	月額	3	320,000	月額	2	320,000	月額	2	270,000	月額	5	133,000	月額	2	116,000	月額	2	360,000	月額	3	320,000	月額	6	320,000	月額	6	80,000	月額	16	51,000				月額	12	45,000	月額	15	40,000
岡山市	月額	14	140,700	月額	13	105,800	月額	12	90,200	月額	13	56,700	月額	11	63,100	月額	13	39,700	月額	14	140,700	月額	14	105,800	月額	16	140,700	月額	16	46,800	月額	14	61,900	月額	7	60,000				月額	9	46,800
広島市	月額	8	300,000	月額	7	255,000	月額	8	235,000	月額	8	180,000	月額	6	125,000	月額	8	95,000	月額	8	300,000	月額	7	255,000	月額	10	255,000	月額	7	73,000	月額	12	68,000	月額	10	56,000	月額	9	56,000	月額	7	48,000
北九州市	月額	5	336,000	月額	5	298,000	月額	6	252,000	月額	5	212,000	月額	2	138,000	月額	4	114,000	月額	5	336,000	月額	5	298,000	月額	3	336,000	月額	1	102,000	月額	8	76,000	月額	5	64,000	月額	4	64,000	月額	4	54,000
福岡市	月額	4	350,000	月額	4	300,000	月額	5	255,000	月額	4	215,000	月額	3	137,000	月額	2	116,000	月額	4	350,000	月額	4	300,000	月額	1	500,000	月額	3	90,000	月額	5	82,000				月額	1	71,000	月額	10	46,000
熊本市	月額	13	144,000	月額	14	88,000	月額	13	90,000	月額	12	59,000	月額	13	60,000	月額	12	40,000	月額	13	165,000	月額	13	139,000	月額	17	137,000	月額	8	71,000	月額	4	90,000	月額	9	59,000	月額	7	59,000	月額	2	55,000

行政委員会ヒアリング 関係条文抜粋

1 教育委員会 P 1 ~ P 3

2 監査委員 P 4 ~ P 5

1 教育委員会

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（設置）

第2条 都道府県、市（特別区を含む。以下同じ。）町村及び第23条に規定する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合に教育委員会を置く。

（任命）

第4条 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

（1）破産者で復権を得ない者

（2）禁錮以上の刑に処せられた者

3 委員の任命については、そのうち委員の定数の2分の1以上の者が同一の政党に所属することとなつてはならない。

4 地方公共団体の長は、第1項の規定による委員の任命に当たつては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。第47条の5第2項において同じ。）である者が含まれるようにしなければならない。

（兼職禁止）

第6条 委員は、地方公共団体の議会の議員若しくは長、地方公共団体に執行機関として置かれる委員会の委員若しくは委員又は地方公共団体の常勤の職員若しくは地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員と兼ねることができない。

（服務等）

第11条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

2 委員又は委員であつた者が法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を發表する場合においては、教育委員会の許可を受けなければならない。

3 前項の許可は、法律に特別の定がある場合を除き、これを拒むことができない。

4 委員は、非常勤とする。

5 委員は、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

6 委員は、その職務の遂行に当たつては、自らが当該地方公共団体の教育行政の運営について負う重要な責任を自覚するとともに、第1条の2に規定する基本理念に則して当該地方公共団体の教育行政の運営が行われるよう意を用いなければならない。

（委員長）

第12条 教育委員会は、委員（第16条第2項の規定により教育長に任命された委員を除く。）のうちから、委員長を選挙しなければならない。

2 委員長の任期は、一年とする。ただし、再選されることができる。

3 委員長は、教育委員会の会議を主宰し、教育委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ教育委員会の指定する委員がその職務を行う。

(会議)

第13条 教育委員会の会議は、委員長が招集する。

2 教育委員会は、委員長及び在任委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第5項の規定による除斥のため過半数に達しないとき、又は同一の事件につき再度招集しても、なお過半数に達しないときは、この限りでない。

3 教育委員会の会議の議事は、第6項ただし書の発議に係るものを除き、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 前2項の規定による会議若しくは議事又は第六項ただし書の発議に係る議事の定足数については、委員長は、委員として計算するものとする。

5 教育委員会の委員は、自己、配偶者若しくは三親等以内の親族の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、教育委員会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。

6 教育委員会の会議は、公開する。ただし、人事に関する事件その他の事件について、委員長又は委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。

7 前項ただし書の委員長又は委員の発議は、討論を行わないでその可否を決しなければならない。

(教育委員会の職務権限)

第23条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

(1) 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること。

(2) 学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関すること。

(3) 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

(4) 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。

(5) 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。

(6) 教科書その他の教材の取扱いに関すること。

(7) 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。

(8) 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。

(9) 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。

(10) 学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。

(11) 学校給食に関すること。

(12) 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。

(13) スポーツに関すること。

(14) 文化財の保護に関すること。

(15) ユネスコ活動に関すること。

(16) 教育に関する法人に関すること。

- (17) 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。
- (18) 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。
- (19) 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。

(教育機関の設置)

第30条 地方公共団体は、法律で定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館その他の教育機関を設置するほか、条例で、教育に関する専門的、技術的事項の研究又は教育関係職員の研修、保健若しくは福利厚生に関する施設その他の必要な教育機関を設置することができる。

地方自治法（抜粋）

第180の5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。

(1) 教育委員会

(2) ～(4) 略

2 ～5 略

6 普通地方公共団体の委員会の委員又は委員は、当該普通地方公共団体に対しその職務に関し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人（当該普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものを除く。）の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

7 法律に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体の委員会の委員又は委員が前項の規定に該当するときは、その職を失う。その同項の規定に該当するかどうかは、その選任権者がこれを決定しなければならない。

8 略

2 監査委員

地方自治法（抜粋）

第180条の5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。

(1)～(3) 略

(4) 監査委員

2～5 略

6 普通地方公共団体の委員会の委員又は委員は、当該普通地方公共団体に対しその職務に関し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人（当該普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものを除く。）の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

7 法律に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体の委員会の委員又は委員が前項の規定に該当するときは、その職を失う。その同項の規定に該当するかどうかは、その選任権者がこれを決定しなければならない。

8 略

第195条 普通地方公共団体に監査委員を置く。

2 監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあつては4人とし、その他の市及び町村にあつては2人とする。ただし、条例でその定数を増加することができる。

第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。この場合において、議員のうちから選任する監査委員の数は、都道府県及び前条第2項の政令で定める市にあつては2人又は1人、その他の市及び町村にあつては1人とするものとする。

2 識見を有する者のうちから選任される監査委員の数が2人以上である普通地方公共団体にあつては、少なくともその数から1を減じた人数以上は、当該普通地方公共団体の職員で政令で定めるものでなかつた者でなければならない。

3 監査委員は、地方公共団体の常勤の職員及び短時間勤務職員と兼ねることができない。

4 識見を有する者のうちから選任される監査委員は、これを常勤とすることができる。

5 都道府県及び政令で定める市にあつては、識見を有する者のうちから選任される監査委員のうち少なくとも1人以上は、常勤としなければならない。

第198条の2 普通地方公共団体の長又は副知事若しくは副市町村長と親子、夫婦又は兄弟姉妹の関係にある者は、監査委員となることができない。

2 監査委員は、前項に規定する関係が生じたときは、その職を失う。

第198条の2 監査委員は、その職務を遂行するに当たつては、常に公正不偏の態度を保持して、監査をしなければならない。

2 監査委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第199条の2 監査委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、監査することができない。

第4回審議会日程

第4回

日時：平成24年8月31日（金）午前10時00分～

場所：千葉市議会棟3階 第5委員会室